

昨日、東京電力に対する損害賠償請求事件で勝訴判決を獲得しました。

勝訴判決の概要は別紙プレスリリースの通りで、原告は、アグロカネショウ株式会社という東証一部上場会社で、私達が代理人です。

福島第一原発の至近距離にあった原告の主力工場は現在も稼働出来ません。

損害賠償請求期間を33日分に限定したのは、その後に原告は福島で製造していた商品を他社に生産を委託したので様々な議論が予想されたからです。

1, 一般的な逸失利益（不法行為により被った損害）の計算方法

逸失利益を計算する場合には、営業停止により失われた売上高から、営業停止により支払わずに済んだ原材料費などの費用を差し引いて計算します。

2, 東電方式の逸失利益の計算方法

東電は、「原告が粗利益の43.52%を稼ぐ工場を停止させたのだから、この間の総人件費も43.52%少なくなっているはずである。」と主張しました。

3, しかし被災当時の福島工場の人件費は、総人件費の8%にすぎず、同工場の全従業員を解雇したわけでもありません。上記の33日間ではわずか281万円減少しただけです。

4, 提訴の背景事情

東電所定の請求書式も上記2の考え方に基づいて作成されていたので、私達は事前に問題点を指摘し、改善を求めたのですが、東電が拒否したのでやむなく提訴に踏み切ったのです。

5, 判決の内容

「賠償額から差し引くべきは実際に減少した人件費に限られる。」と判示し、東電の主張を真っ向から否定しました。

6, 判決に対する感想

訴えの提起から判決まで3年半を要しましたが、私達が一貫して疑問を呈してきた人件費の取り扱いに関する東電の請求書式を、裁判所も不当と認定した意味で、

本判決を高く評価しています。

新聞や通信社の報道、NHKの放送も添附しましたのでご覧下さい。

平成28年5月31日

弁護士 村上 重俊

弁護士 定近 直之